

地域力創造アドバイザー、経営・財務マネジメント 強化事業について

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室
総務省 地域力創造グループ 地域政策課

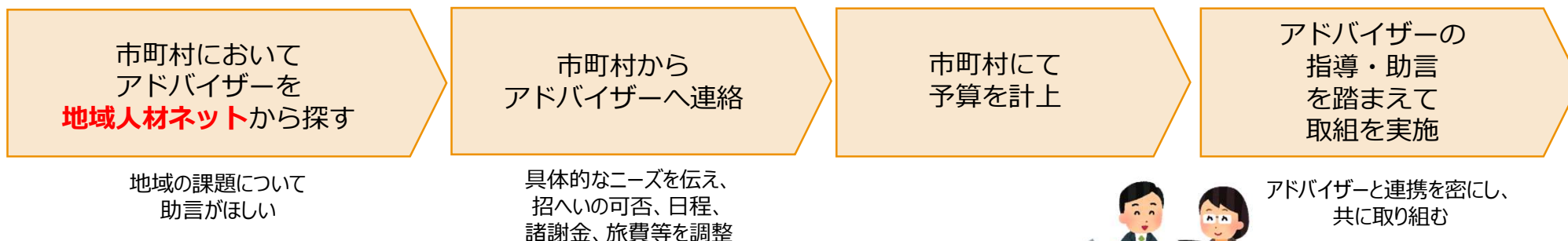
地域力創造アドバイザー

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

※令和8年4月1日現在 計398名・組織（内訳：民間専門家 392名、先進自治体で活躍している職員 6名）

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件
活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）※財政力補正有り
 - ・ 民間専門家活用（**610万円/年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円/年）

アドバイザー活用事例

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円/年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

POINT

活用事例集は
こちら→



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）

令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用にあつる特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。

併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1. 特別交付税措置期間の拡充

○地域力創造アドバイザーの活用にあつる特別交付税の措置期間について、

これまで1市町村あたりの活用期間を最大3年間としていたところ、

3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。

（アドバイザー1人につき最大3年間活用可能）

2. 特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

○民間専門家活用の上限額の引き上げ

【R7】1市町村あたり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年

○アドバイザーへの謝金単価の上限の設定

謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」による地方創生の取組の横展開（R7.10～）

【趣旨】

- 令和7年6月に閣議決定された地方創生の基本構想においては、全国各地で取り組まれている地方創生の好事例を点で終わらせず、面へと広げる**横展開が重要**とされている。
- これを踏まえ、「若者・女性から選ばれる地域づくり」や「地方への人の流れの創出」といった**地方創生の特徴的な施策**であり、かつ、**他の自治体のモデルとなる先進的な事業**について、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイス等を通じた全国への横展開を推進する。

【横展開する取組の例】

兵庫県豊岡市

若者・女性から選ばれる地域づくり（アンコンシャスバイアスやジェンダーギャップの解消）

自治体と事業所が連携した男女格差是正の取組

- 女性が働きたい仕事・職場への変革に積極的に取り組む**市内17事業所（市役所含む）で「ワークイノベーション推進会議」を設立**（2018年10月）。2025年10月には**129事業所に拡大**
- 市内事業所における働きやすさと働きがいに関する「**従業員意識調査**」を実施
- 従業員支援制度の充実度・実績や従業員満足度による**表彰制度**によりワークイノベーションを推進



▲表彰制度「あんしんカンパニー」のロゴ ※豊岡市作成資料より抜粋

山梨県丹波山村

地方への人の流れの創出（親子留学）

特色ある教育を核とした親子留学による移住促進

- 都心からのアクセスの良さを生かし、**都市と山村の生活を両立させた二地域居住型の親子留学を推進**
- 山村留学をはじめとした移住相談の窓口を「丹波山村移住定住推進協議会」が請け負い、**相談体制や情報発信を強化**
- 夏休みに合わせて、川遊びなどを交えた見学会を開催**し、移住後のイメージを持ってもらう体験の機会を提供



▲移住見学会の様子 ※丹波山村提供

【アドバイザー派遣申込みの方法等】

右記QRコードから総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)にアクセスいただき、アドバイザーの選定と申込み手続を行ってください。

※1 令和8年度の派遣申込みは**令和9年1月29日(金)まで**受け付けています。

※2 派遣経費(謝金・旅費)は地方公共団体金融機構が負担するため、**自治体側の費用負担はございません。**



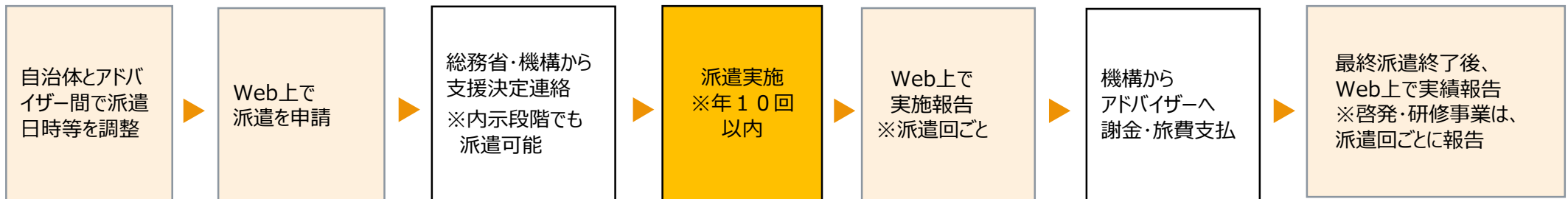
GXアドバイザーの派遣（経営・財務マネジメント強化事業）



- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、自治体が地域脱炭素を推進する上で、専門知識を有する人材の不足が課題となっていることから、専門人材を派遣し、自治体の取組の促進を図ることとされている。
- 総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業として、**地域脱炭素に取り組む自治体に対しアドバイザーを派遣**

※アドバイザーの**謝金・旅費をJFMが全額負担**

アドバイザー派遣の流れ



支援分野

※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（JFM HP）

民間事業者、学識経験者のほか、GX関連業務経験のある現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.4月現在、**47名**がアドバイザー登録済）

● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む都道府県・市区町村に対して、下記の分野において支援を実施

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設等における省エネ・再エネ電気調達、更新・改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

POINT

- **自治体の予算措置が不要**
- **Webから簡単に手続きが可能**

● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

地域脱炭素研修（自治大大学校特別研修）

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、2030年までの5年間を実行集中期間と位置づけ、自治体の地域脱炭素の推進に必要な施策の実行に取り組むこととされている。
- 人材面の国の支援として、自治体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修を実施することとされている。
- このため、自治体職員に対し、地域脱炭素の取組等に関する専門家等からの講義を通じて、脱炭素施策を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大大学校で研修を実施する。

時期

令和8年10月7日（水）～9日（金）（2泊3日）

対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる自治体職員。
※初任者の参加可能。

研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施

（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）

これまでの実施状況

【令和7年度】

実施日：10月8日（水）～10月10日（金）

受講者：23名

【令和6年度】

実施日：10月2日（水）～10月4日（金）

受講者：32名

